

IASB 公開草案「廃止事業」（IFRS 第 5 号の改定案）に対するコメントの方向性

公開草案では、コメントを求める事項として、以下の 4 つの質問項目が示されている。本資料では、各質問項目について、現在、財務諸表表示専門委員会で検討されている方向性についてまとめている。

質問 1—廃止事業の定義

IFRS 第 5 号では、廃止事業を、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成要素であり、以下の要件を満たすものであると定義している。

- (a) 独立の主要な事業分野又は営業地域を表すこと、
- (b) 独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する統一された計画の一部であること
又は
- (c) 転売のみのために取得した子会社であること

この公開草案では、廃止事業の定義を、以下の要件を満たす企業の構成要素であると変更することを提案している。

- (a) 事業セグメント（IFRS 第 8 号で定義されている）であり、処分されたか又は売却目的に分類されているもの；又は
- (b) 取得時に、売却目的保有に分類されるための要件を満たす事業（IFRS 第 3 号「企業結合」（2008 年改訂）で定義されている）である。

本公開草案では、企業に対し、IFRS 第 8 号を適用することを要求されているかどうかに関わらず、企業の構成要素が事業セグメントの定義を満たしているかどうかについて決定することを提案している。

質問 1(a)

提案されている定義に同意するか。その理由は。また、同意しないのであればどのような定義であればよいか。そしてその理由は。

質問 1(b)

企業が IFRS 第 8 号の適用を要求されない場合、企業が、企業の構成要素が事業セグメントの定義を満たすかどうかを判断することは可能か。その理由は。もし可能でないとすれば、IFRS 第 8 号の適用が要求されない企業に関しては、どのような定義を提案するか。そしてその理由は。

（専門委員会でのコメントの方向性）

・質問 1(a)について

企業が事業活動の戦略的なシフトを行った場合に、その処分されることとなった事業活動を廃止事業として表示する財務情報は有用であると考え、公開草案の提案に同意する。

・質問 1(b) について

企業が、IFRS 第 8 号の適用を求められるか否かによって、廃止事業の定義が異なることは適当ではないと考え、公開草案の提案に同意する。

質問 2—廃止事業について表示される金額

IFRS 第 8 号では、事業セグメントについて開示される金額は、最高経営意思決定者に報告される金額である。しかし、提案されている廃止事業の定義は事業セグメントを参照しているものの、本公開草案では、IFRS 第 8 号に準拠して開示されるセグメント情報には最高経営意思決定者に報告されるものとして異なる金額が含まれていたとしても、廃止事業について表示される金額は、包括利益計算書で表示されている金額を基にすべきであると提案している。

廃止事業について表示される金額は、包括利益計算書で表示されている金額に基づかなければならないということに同意するか。その理由は。もし同意しないのであればどのような金額を表示すべきか。そしてその理由は。

（専門委員会でのコメントの方向性）

廃止事業の区分が包括利益計算書に開示される以上、開示される金額は、包括利益計算書の他の項目と同一の方法に基づいて測定されるべきであると考え、公開草案の提案に同意する。ただし、金額の算定にあたって、税金費用、金利費用、全社共通費用等の配分については合理的な配分が必要になると考えられる。

質問 3—既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業のすべての構成要素に関する開示

本公開草案では、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業のすべての構成要素について開示することを提案している。但し、取得時に売却目的保有としての分類要件を満たす事業を除く。

質問 3(a)

開示規定についてのこの提案に同意するか。その理由は。もし同意しないのであれば、どのように変更すればよいか。そしてその理由は。

質問 3(b)

取得時に売却目的保有としての分類要件を満たす事業の開示を免除する規定に同意するか。その理由は。もし同意しないのであれば、どのように変更すればよいか。そしてその理由は。

（専門委員会でのコメントの方向性）

・質問 3(a) について

開示にあたって複数の企業の構成要素の集約ができる旨を明記すべきこと、公開草案に提案されている改訂の結果、これまで過年度の財務諸表の再表示が求められていた廃止事業に関連する一部の注記の再表示が求められなくなること等の、最終公表に向けて検討が必要と思われる事項についてコメントする。

・質問 3(b)について

開示の免除については同意する。ただし、開示を免除する理由として、こうした近い将来に売却することが予定されている事業についての定量的な情報は、財務諸表利用者が企業の将来のキャッシュ・フローを創出する能力を評価する上の有用性が低いと考えられる旨を記載すべきという提案をする。

質問 4—発効日及び移行規定

企業は、提案されている変更を、公表後の IASB が定める日から将来に向かって適用しなければならない。但し、包括利益計算書（又は損益計算書）における金額は、表示される全ての期間について廃止事業の改訂後の定義に基づいて再分類しなければならない。早期適用は許容される。

移行規定は適切であるか。その理由は。適切でない場合、何か代替案はあるか。そしてその理由は。

（専門委員会でのコメントの方向性）

選択肢 1：過年度の包括利益計算の再表示の方法についてコメントする。

過年度の包括利益計算書について、廃止事業と継続事業の損益を再分類する場合、重要な点は、継続事業と廃止事業の最終損益が区分されていることであり、収益・費用の項目別の再表示までを要求する意義は乏しいと考えられる。このため、過年度に開示した廃止事業の単一の税引き後損益を、継続事業に振り替えることによる簡便的な再表示の方法を認めるべきである。

選択肢 2：特にコメントしない。

以上